主 文 原許可の決定中Aに関する部分を取消す。 本件を東京地方裁判所に差戻す。

理 由

抗告人らは主文第一項同旨並に相手方の本件許可申請(Aに関する部分)を却下するとの裁判を求め、別紙抗告理由のとおり主張した。

案ずるに、記録に徴すると、債権者A外一名対債務者医療法人社団馬込病院外三名間の東京地方裁判所昭和三十六年(ヨ)第二、〇二四号職務執行停止仮処分申請事件は民事訴訟法第七六〇条にもとずき右債権者らより申立られ裁判所は右申請を理由ありと認め債務者法人の理事たる抗告人B、同Cの職務を停止し相手方Dを右法人の理事長職務代行者に選任する旨の決定をしたこと、並に右理事長の職務代行者として選任せられた相手方Dが右昭和三六年(ヨ)第二〇二四号事件に附随して「借入金ならびにAを相談役に就任せしめ、給与を給する件に関する許可申請」を仮処分を為した裁判所と同一の東京地方裁判所民事第八部に申立てその許可の決定を得たことが夫々明らかである。

(要旨第一〉(一) 商法第二七〇条には株式会社の取締役の選任決議の無効若は取消又は取締役の解任の訴の提起ありたる場〈/要旨第一〉合に仮処分を以て取締役の職務の執行を停止し又は之を代行する者を選任することを得る旨を規定し、同常第二七一条は右の職務代行者は仮処分命令に特別の定のある場合を除く外会社の常に属しない行為を為すことを得ず但し特に本案の管轄裁判所の許可を得た場合の限りに非ずと規定し、この許可は非訟事件手続法によらしめているものであるのでは非訟法第一三二条ノ五)。そして右商法第二七一条、非訟法第一三二条ノ五)。そして右商法第二七一条、非訟法第一三二条ノ五)の表第二項、有限会社法第三二条ノ五の規定は、株式会社の場合に特に定めた規定であつて、その規定を特に準用するのの定のある場合(例、商法第四三〇条第二項、有限会社法第三二条、第七五条第)と原治にもとずき〈/要旨第二〉設立せられた社団法人であつて右医療法中には有商法の規定をこれに準用すべき何らの規定なくまたその性質上からも株式会社に関まるである。本件馬込中央病院はを別定をこれに準用すべき何らの規定なくまたその性質上からも株式会社に関まるではない。

- (二) また民事訴訟法の規定の中には本件の場合の如く基本たる仮処分の決定があつた場合に仮処分により選任された者が自ら申立人となつて、これに附随して右の如き裁判所は許可を求める申立を許容するような規定はどこにも存しないし、仮処分の裁判に於いて裁判所は斯る権限を予め規定し得ると解しても、原審のなした本件職務執行停止、代行者選任の仮処分決定中には右の如き相談役就任に関する許可の申立を可能ならしめるような条項は明示的には勿論のこと黙示的にもこれを包含しているものとは全く認められない。
- (三) そうすると相手方が本件Aを相談役(抗告人たる医療法人の定款(疏第五号証)には斯る役員を置くことについては何等規定がない。而して通常の語義に於ても本件に於て月額五万円の給与を決定している点からするも所謂相談役とは告法人組織に於ける役員と解すべく、従つて之を置くためには定款の変更を要するものと解すべきである。)に就任せしめこれに給与を給することの許可を申請したのは商法第二七一条、非訟事件手続法第一三二条ノ五によつたものであり原審も亦は商法条の準用によつて許可の裁判を為したものと推測するのが最も自然であるが、これら規定が商法特別規定であつて何れも本件医療法人に準用され得ないことは既に述べたところにより明白である。従つて右申請は不適法なものと言はざるを得ない。
- (四) なお本件申請並に之に対する裁判が仮処分として為したものと解し難いことは既述の通りであるが、本件申請については原審は特に非訟事件として立件した形跡はなく、基本たる昭和三六年(ヨ)第二〇二四号事件の一部分として之に附随する事件として取り扱つていることは記録上明らかであるから、或は原審の真意は之を仮処分として為したものと想像され得ないでもない。然し果して仮処分決定として為したものか(然りとすれば之に対する不服は異議の申立によるべきが本来である)、又は商法第二七一条、非訟法第一三二条ノ五の準用によって為したものいく然りとすれば之に対する不服は即時抗告によるべきである)は、その理由附近を全く欠く原決定については当事者は不服申立の方法の選択に迷うことは必至であり、このことは当事者に対して裁判所に勝る明察を要求する結果となり、民訴法第四一一条の趣旨に反すること明らかであろう。

(五) 以上の通りであるから原決定は結局その拠つて立つ所の法律上の理由を全く示さないか又はその趣旨不明のものと謂うべきであるから、此の決定に対象とした即時抗告は民訴法第四一一条に準じ適法というべく、原決定中抗告の対象と五によったものとするも将又仮処分たる性質を有するとするも、抗告人日は基本の仮処分決定によって職務執行停止を受けた理事長であり、抗告人医療法人病院はよって代表されるものであり、また抗告人口は同病院の理事であるから、何と記述した。 原審の為した許可の裁判に対して法律上利害関係を有し抗告人たる適格を有ると謂うべきである)。然し原審はなお相手方の申立が果して何に基くかを審して之に対する応答を為すべきであるから、民訴法第四一四条、第三八九条第一項により本件を原審に差戻すべきものとして主文の如く決定した。

(裁判長判事 鈴木忠一 判事 谷口茂栄 判事 宮崎富哉)